

# 有料老人ホーム事業開始後の留意事項

和歌山県長寿社会課

## 1 運営

- ・ 有料老人ホームの運営にあたっては、関係法令を遵守し、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針に適合した内容としてください。
- ・ 自主点検調書を、和歌山県長寿社会課ホームページ「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、定期的に点検してください。  
きのくに介護 de ネット URL <http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>  
トップページ > ⑨各サービス実地指導自主点検調書等 > 14. 有料老人ホーム

## 2 設置届以降の届出

### (1) 変更届

設置届において届け出た内容に変更があった場合は、変更後 1 か月以内に変更届の提出が必要です。(老人福祉法第 29 条第 2 項)

### (2) 休止（廃止）届

事業を休止、廃止しようとするときは、休止または廃止の日の 1 か月前までに休止（廃止）届の提出が必要です。(老人福祉法第 29 条第 3 項)

※ 届出の様式及び手続については、和歌山県長寿社会課ホームページ「きのくに介護 de ネット」でご確認ください。

きのくに介護 de ネット URL <http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>  
トップページ > ⑥【各種申請・届出】 > 有料老人ホームに係る届出等

※ 介護付き有料老人ホームについては、介護保険法に基づく届出が必要です。

## 4 定期報告

- ・ 毎年、7 月 1 日基準日の重要事項説明書等を県に提出することとされています。
- ・ 提出依頼は毎年 6 月下旬文書により通知しますので、期日までに提出してください。

## 5 事故報告

- ・ サービス提供中に起きた事故については、県及び関係市町村へ報告する必要があります。
- ・ 報告の手順等については、和歌山県長寿社会課ホームページ「きのくに介護 de ネット」内の次の場所に掲載しています。  
トップページ > ⑮【サービス提供中の事故発生時の対応（報告）】

## 6 実地指導

実際の運営状況を確認するため、事業を開始してから随時、実地指導を実施しています。

サービス指導班  
TEL 073-441-2527